

団地第 ー 号
令和 年 月 日

様

板倉ニュータウングリーンブロック売却型モデルハウス設計費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった板倉ニュータウングリーンブロック売却型モデルハウス設計費補助金交付申請について、板倉ニュータウングリーンブロック売却型モデルハウス設計費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定により、下記のとおり決定します。

令和 年 月 日

群馬県企業管理者 ○○ ○○

記

1 補助決定額 金 円

2 助成にあたっての注意事項

- （１）補助金支出の対象となるモデルハウス設計費は、令和 年 月 日付で申請のあったとおりとします。
- （２）対象となるモデルハウス設計費に変更が生じた場合は、要綱 6 条に基づき速やかに報告してください。
- （３）モデルハウスが完成し検査が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第 7 号）にて報告してください。
- （４）補助金の額は、上記決定額の範囲内で確定します。
- （５）前項の実績報告書を審査した後、補助金額の確定（様式第 8 号）を行います。
- （６）補助金額確定通知書を受けた後、補助金請求書（様式第 9 号）を提出してください。
- （７）上記に記載したもののほか、群馬県企業局財務規程に従うものとします。
- （８）要綱第 1 2 条に基づき、補助金額の一部又は全部を取り消す場合がありますのでご注意ください。